

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
別表（第2条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 この表中第1級から第14級までの障害等級は、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>第29条第2項に規定する障害等級をいい、その障害等級及び金額の決定については、同条第5項から第8項までの規定の例による。</u></p> <p>2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第8条第2項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が2人以上ある場合は、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき、死亡したときは46万円、障害の状態となったときは41万円を加算する。</p>	略	別表（第2条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 この表中第1級から第14級までの等級は、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>別表に掲げる等級をいい、その等級及び金額の決定については、同法第29条第2項から第6項までの規定の例による。</u></p> <p>2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第8条第2項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が2人以上ある場合は、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき、死亡したときは46万円、障害の状態となったときは41万円を加算する。</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。